

高松市M I C E 振興戦略策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等（以下「M I C E」という。）の誘致による交流人口の拡大と地域活性化を目的としたM I C E振興戦略の策定に当たって、専門的な立場の有識者等から意見を聴取するため、高松市M I C E 振興戦略策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 懇談会の意見聴取事項は、次のとおりとする。

- (1) M I C E 振興戦略の策定に関すること。
- (2) その他懇談会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済団体関係者
- (3) 観光に関する事業を行う者
- (4) M I C E に関する事業を行う者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民政策局政策課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の懇談会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、懇談会の目的を達した日限り、その効力を失う。